

訴 状

2005年8月3日

大阪地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 村 松 昭 夫

同 弁護士 津 留 崎 直 美

同 弁護士 池 田 直 樹

同 弁護士 高 橋 徹

同 弁護士 原 正 和

当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

代理人の表示

別紙代理人目録のとおり

請 求 の 趣 旨

- 1 被告株式会社リサイクル・アンド・イコールは、寝屋川市大字打上1164番1、1165番1、1167番1、1641番1、1642番、1643番1、1647番5、1648番1、1648番2、1649番1、1650番1、1652番、1653番1、1924番4、1160番6の一部、1163番1の一部、1651番1の一部、1654番1の一部、1924番1の一部、1924番2の一部及び1924番3の一部並びに里道敷に設置している廃プラスチック処理及びパレット等製造工場の操業を行ってはならない。
- 2 被告北河内4市リサイクル施設組合は、寝屋川市大字打上1645番1、1645番2、1655番1及び1643番5の地上に、廃プラスチックの選別・圧縮梱包処理施設（5階建、延べ床面積約4200平方メートル）を建設してはならない。
- 3 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との判決及び仮執行を求める。

請 求 原 因

第 1 はじめにー住民らの切実な願いー

1 いま、原告らが居住する地域（以下「本件地域一帯」という。）では、廃プラスチックを原材料としたリサイクル関連と称する2つの廃プラ施設の建設・操業が計画されている（一部は現実に稼働している）。しかしながら、これら施設からは多種多様な有害化学物質が排出され、原告ら住民に重大な健康被害を及ぼす蓋然性が極めて高い。本件地域一帯には、すでに寝屋川市清掃工場が稼働中であり、加えて、本件廃プラ2施設に接するように、1日交通量が10万台を超える第2京阪国道の建設が平成20年度（予定）供用に向けて急ピッチで進められている。そうなれば、本件地域一帯には、現在稼働中の寝屋川市清掃工場に加えて、本件廃プラ2施設、第2京阪国道と、複数の有害化学物質の発生源が集中立地することになり、こうした発生源からは多種多様の有害化学物質が多量に排出され、またそれらの間で光化学反応のような化学反応により新たな有害化学物質も発生し、量的にも質的にも有害化学物質による深刻な複合汚染が進行し、地域環境の悪化とそれに伴って地域住民の健康が脅かされる危険性が一層高まることは確実である。

しかも、このような地域社会にとって死活問題といえる重大な施設の計画、建設は、地域住民の意思を無視し、都市計画法等の法令の趣旨、条文に違反する手続きによって強行されてきている。「都市の健全な発展と秩序ある整備」（都市計画法第1条）を目的とする都市計画法においては、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」が都市計画の理念とされている（第2条）。ここでいう健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動の主人公は、都市住民以外にはありえず、だからこそ地方公共団体は、都市の住民に対し、「都市計画に関する知識の普

及び情報の提供に努めなければならない」(同3条3項)とされている。

ところが、本件の廃プラ2施設の計画建設においては、そのような理念は踏みにじられ、住民への情報提供は制限され、民間廃プラ施設の計画、建設においては、都市計画法の本来の経路を経ずして、市街化調整区域内での施設の計画、建設が強行された(建築基準法51条但書の濫用)。それに加えて、今、さらに四市共同の廃プラ処理施設の建設が進められようとしている。寝屋川市を中心とする行政は、民主主義に反して、市街化調整区域の貴重な緑と憩いの場を廃棄物処理施設の集中立地地域へと変貌させ、住民への重大な健康被害の危険性をもたらす本件廃プラ2施設の設置及び操業を強行しようとしている。原告ら住民は、本件反対運動および訴訟において、地域の民主主義のあり方を鋭く問うているのである。

- 2 本件において原告ら住民が最終的に求めているのは、子どもたちや孫たちに安全で安心して生活できる地域環境を残したいということである。

「化学合成殺虫剤の使用は厳禁だ、などと言うつもりはない。毒のある、生物学的に悪影響を及ぼす化学薬品を、だれそれかまわずやたらに使わせているのはよくない、と言いたいのだ。その薬品にどういう副作用や潜在的毒性があるのか、考えてもみなければ知りもしないまま化学薬品を使う。おびただしい人々が、知らぬまに、こうした毒を手にしていた一手にさせられたのだった。権利の章典に、市民は危険な毒から一私的個人、公的な官庁からばらまかれるにせよ一安全に身を守られるべきである、と書いてないとすれば、それはかしこかった私たちの祖先も、こんなことになるうとは夢にも思わなかったためにすぎない。

土壌、水、野生生物、そしてさらには人間そのものに、こうした化学薬品がどういう影響をあたえるのか、ほとんど調べもしないで、化学薬品を使わせたのだった。これから生まれてくる子供たち、そのまた子供たちは、何というだろうか。」

レイチェル・カーソンが有名な「沈黙の春」で殺虫剤、除草剤その他の化学汚染の危険にこのような警鐘を鳴らしたのは（新潮社新装版30頁）、1962年のことである。ちなみに、日本において、チッソがアセトアルデヒド製造設備の操業を停止し、国が正式に水俣病を認めたのは、1968年のことだった。

2000年に刊行されたヨーロッパ環境庁（EEA）の「Late lessons from early warnings: the Precautionary principle 1896-2000」（初期の警鐘から学ぶべきこと：予防原則1896年-2000年）というレポートによれば、現在日本で大問題となっているアスベストの危険性はイギリスにおいて早くも1898年に指摘されている（11頁）。ちなみに、日本の大気汚染防止法でアスベストが規制されたのは1989年である。

現行の大気汚染防止法18条の20および同21は、有害大気汚染物質についての未然防止の原則と事業者の未然防止措置の義務を明記している。悲惨な被害が生じた後における後追いの対応への反省に立って、このような未然防止規定が導入されているはずである。しかし、上述のカーソンの記述が今、なお何ら輝きを失っておらず、化学薬品を有害化学物質に置き換えればそのまま本件に当てはまるように、私たちの社会はまだ本当に歴史に学んでいるとはいえない。

先のEUレポートは、歴史から学ぶべき12の教訓のまず第1に「科学技術の評価や公的政策立案において、不確実さやリスクとともに、私たちの知識の限界を認識し、対応すべきこと」（168頁）をあげている。歴史は私たちが科学的に当初予期していなかった悪影響が後に発生する可能性があることを教えている（フロン、DDTなど）。私たちは、予期せぬ結果が生じうるという可能性について謙虚でなければならない。とともに、同レポートは環境および健康についての長期的モニタリングと、危険についての初期的兆候に対して十分な調査がなされる必要があるとする（第2の教訓、171頁）。このように、

環境問題、特にその長期的な影響については、危険を主張するものに危険の立証責任を課すという伝統的アプローチだけでは何ら真の解決にはならないことは歴史が証明しているのである。

同時に、同報告書は、問題解決のための住民を含む利害関係者の早い段階からの参加の重要性も強調している（188頁）。寝屋川市がとった手法はその対極にあり、紛争の深刻化をもたらした責任は行政にある。

本件裁判は、以上のような住民らの切なる思いから提起されたものであり、裁判所におかれても、こうした点を十分に留意され審理を進められることをはじめに強く要望するものである。

第2 当事者

1 原告ら

原告らは、被告らが建設し運営する各廃プラ施設からおおよそ半径2キロメートル以内に居住するかあるいは職場を有しており、上記各施設から排出される有害化学物質による健康被害を受けるおそれが極めて強い者たちである（甲1 - 原告らの居住地及び所有農地の分布図）。

2 被告ら

被告株式会社リサイクルアンドイコール（以下「被告イコール社」という。）は、平成15年7月31日にリサイクルプラスチックを原料としたパレット等の再生製品の製造及び販売等を目的として設立された株式会社である。

被告北河内4市リサイクル施設組合（以下「被告組合」という。）は、平成16年6月1日に北河内4市（枚方市、寝屋川市、四条畷市、交野市）により設立された地方自治法上の一部事務組合であり（地方自治法284条、同法286条など参照）、同4市がそれぞれ混合収集した一般廃棄物（廃プラスチック）を一括して受け入れてこれを選別・圧縮・梱包し、特定事業者へ引渡す業務を行う者である。

第3 本件各施設の概要

1 廃プラ容器包装リサイクルのシステムについて

(1) 本件を理解する前提として、現在の廃プラ容器包装のリサイクルシステムについて若干の説明を加えておく。

平成9年4月、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）」が施行され、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を推進するため、消費者、市町村、特定容器利用事業者、特定容器製造等利用者及び特定包装利用事業者（以下合わせて「特定事業者」という。）並びに再商品化事業者について、それぞれの果たすべき役割が定められた。

本件被告のうち被告組合は、地方自治法上の一部事務組合と呼ばれる団体であり、北河内4市がそれぞれ混合収集した一般廃棄物を一括して受け入れ、選別・圧縮・梱包し、特定事業者に引渡す業務を行う立場にあり、一方、被告イコール社は、特定事業者が利用又は製造、輸入した容器包装を再商品化することを目的とする再商品化事業者である。

容器包装リサイクル法施行前は、一般廃棄物は市町村が分別収集し、焼却または埋立てをすることとされていたのに対し、同法施行後は、一般廃棄物のうち再商品化義務の対象となる容器包装（ガラス製容器、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装）については、分別収集は市町村の責務であるが、分別収集された物の再商品化は特定事業者の責務とされている。

容器包装廃棄物の分別収集にあたっては、市町村は環境省令（廃棄物の分別収集に関する省令）で定めるところにより、主務大臣（環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び農林水産大臣）の定める基本方針（法3条）に即し、かつ、再商品化計画を勘案して、分別収集に関する計画を策定する（法8条3項）。そして、市町村は分別収集計画を定めたときは、これに従って分別収集を行い（法10条1項）、分別収集にあたっての基準（以下、「分別基準」という。）を定める（同2項）。

容器包装廃棄物を排出する者は、分別基準に従い、当該容器包装廃棄物を適正に分別して排出しなければならず（同3項）、分別基準に適合する廃棄物（以下、「分別基準適合物」という。）だけが、再商品化義務の対象となる。

再商品化義務の対象となる容器包装を利用、製造等している特定事業者には、特定分別基準適合物を再商品化する義務があり、この義務を履行するためには、次の2通りの方法がある。第1は、いわゆる「指定法人ルート」である。これは、特定事業者が指定法人（法21条）に自ら商品の義務量についての再商品化を委託し、指定法人が再商品化事業者と再商品化委託契約を締結する方法である。現在、この指定法人として、（財）日本容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協」という。）が指定されている。そして、容リ協との再商品化委託契約を締結しようとする事業者は、再商品化事業者登録を受ける必要がある。なお、被告イコール社は、いまだこの事業者登録を完了していない。第2は、特定事業者が自ら又は指定法人以外の者に委託して再商品化を行う、いわゆる「独自ルート」である。これは主務大臣の認定を受けることを要する（法15条）。もっとも、独自ルートが認められたのは、指定法人ルートだけでは、指定法人による独占の弊害が生じるおそれがあることに鑑みて認められたものであって、第1ルートの例外的な位置づけにとどまるものである。

以上のリサイクルシステムをフローチャートにすれば、以下のようなものである。

(2) 以上の廃プラ容器包装のリサイクルの流れを本件に即して見てみていくと、一般家庭から排出された廃プラ容器包装は、まず、北河内 4 市によって分別収集され、本件 4 市廃プラ圧縮梱包施設（以下「4 市施設」という）に集められ、同施設で圧縮梱包される。圧縮梱包された廃プラ容器包装は、その後、容リ協に引き渡されるか、あるいは「独自ルート」により再商品化事業者へ直接引き渡される。

そして、廃プラ容器包装を受け入れた容リ協は、入札により決定（落札）した再商品化事業者に対して廃プラ処理を有料委託する。つまり、最も低価格での受入を提示した再商品化事業者へ、入札金付きで廃プラが引き渡されることになっている。本件で注目すべきなのは、本件 4 市施設と本件廃プラ処理施設（以下では「民間施設」という）とが極めて近接して位置しているという点である。つまり、被告イコール社は、送料がほとんどかからない分だけ、北河内 4 市の一部事務組合すなわち被告組合が圧縮梱包した廃プラ圧縮梱包物（被告イコール社にとっては原材料）を極めて低価格で請け負う（入札で極めて低価格の提示をする）ことが可能な仕組みになっているのである。

2 本件廃プラ処理施設（民間施設）の概要

(1) 事業の目的・概要

被告イコール社の説明によれば、本件民間施設は、北河内地域の一般家庭から排出されるプラスチック製容器包装廃棄物（以下「廃プラ容器包装」という。）を利用して、日本初の「容器包装プラスチック 100%再利用率パレット」を高品質かつ低コストで一貫製造リサイクルする事業であるとされている（甲 2 - 「容器包装プラスチック 100%再利用率高品質パレット成型事業」と題する書面、甲 3 - 生活環境影響調査書）。

本件民間施設は平成16年9月に建設が完了しており、原告らが居住している場所からわずか半径2キロメートル以内に位置している。

(2) 事業計画

被告イコール社の説明によれば、本件民間施設は、解砕設備、手選別機、破碎・洗浄設備、**比重分離設備**、乾燥・減容設備、パレット成型設備などを主な施設として、年間1万2000トンのプラスチック製容器包装（圧縮梱包された形で持ち込まれる）を使用し、年間20万枚の物流プラスチックパレットを製造するとされ（以下「パレット成型工程」という）、その事業費は約20億円とされている（甲2）。また、パレット成型工程とは別に、廃プラ容器包装を使用してインゴット製品を生成する工程もあるとされている（甲3、以下「インゴット工程」という）。なお、これらパレット成型工程及びインゴット工程のいずれにも使用されなかった廃プラは再び残渣として圧縮梱包され廃棄焼却処分される。

3 本件廃プラ圧縮梱包施設（4市施設）の概要

(1) 事業の目的・概要

被告組合の説明によれば、本件4市施設は、北河内4市（枚方市、寝屋川市、四条畷市、交野市）の家庭から排出され4市により収集されたペットボトル及びその他プラスチック製容器包装の混合物（異物を含む）を選別・圧縮梱包し、容器包装リサイクル法上の「分別基準適合物」となるよう処理を行い、「再商品化事業者」に引き渡すまで保管することを目的としている。

本件4市施設の建設予定地は、原告らが居住している場所からわずか半径2キロメートル以内に位置している。

(2) 事業計画

被告組合の説明によれば、本件4市施設は、平成19年4月に操業開始されることであり、平成22年度には年間1万1728トンの廃プラスチック類（ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装）の圧縮を行う（なお、1日あたりに換算すると53トンであり、1時間あたり4.8トンの11時間

稼働である)とされている。

具体的には、本件4市施設は、北河内4市が集めた廃プラスチック類を計量し、破袋したうえ、これを選別し、ペットボトルとその他プラスチック類とに分けて圧縮梱包品を作る。

第4 プラスチック処理の危険性

1 プラスチックとは

プラスチックという言葉自体はよく口にし耳にするものではあるが、プラスチックは実に多種多様なものであり、プラスチックの最小構成要素である単量体(モノマー・monomer)の種類等により様々なものがある。このうち最も代表的なものであるポリエチレン(PE)というプラスチックについて説明すると、これはエチレンモノマー(分子構成としては C_2H_4)が数百個から数万個紐状に連なった(「重合」と言われる)もののことであり、このような高重合体になった状態をポリマー(polymer・高分子・樹脂)といい、この状態が一般に「プラスチック状態」と言われるものである。

ここで「プラスチック状態」と呼ぶのは、一般に市販されているプラスチック製品になるにあたっては、ポリマーをそのままではなく、さらに可塑剤、染料、顔料、酸化防止剤等の安定剤や、他の多種の添加剤(化学物質、重金属化合物など)が混入されるからである。さらに、プラスチック製品には、一般に重合時の触媒の反応物も残る。すなわち、市販されているプラスチック製品(容器包装)のほとんどには添加剤などが含まれているのである。

そして、このようにエチレンモノマーを重合させてポリエチレンを生成するには、多数のエチレンモノマーに対して加熱処理、加圧処理等をするのであるが、全てのモノマーがこの加熱処理等に反応するわけではなく、各種の未反応の物質が残ることになるため、一般に市販されているプラスチック製品には、ポリマーだけではなく添加剤や未反応の諸物質が含まれている。

2 プラスチック処理から化学物質が発生するメカニズム

(1) 機械的処理による化学物質発生

一般に、プラスチック製品を圧縮したり破砕したりすると(プラスチックに機械的なせん断エネルギーを与えると)、高分子(ポリマー)が部分的に結合部を引きちぎられたり、ラジカル分子(極端に反応性が強い分子のことで、化学反応を連続的に引き起こすもの)が発生すること等によって様々な化学反応が惹起される(甲4 - 平田祥一郎論文 甲5 - 崎山大輔論文。なお、崎山論文では、廃プラを放置しているだけでも有害化学物質が発生すること、廃プラを圧縮あるいは破損等した場合や圧力を加えた後に放置した場合にはより一層多種の有害化学物質が発生することが確認されている。甲6 - 意見書)。この反応のことを「メカノケミカル反応」という。また、プラスチックを圧縮、摩擦などする際のプラスチック同士の機械的な摩擦により、プラスチック表面において温度上昇、発熱などが生じることも知られている。

そして、メカノケミカル反応により生成される化学物質の種類や量は、作用(圧縮、破砕など)時の様々な条件因子によって著しい影響を受ける。

(2) 加熱処理による化学物質発生

一般に、機械力(圧力や摩擦力)を加えるよりも、加熱(熔融)する方が、プラスチックから化学物質が発生する危険性が高いとされている。加熱されることにより、プラスチック自体が流動性を持ち、酸素を取り入れやすい状態になるため、プラスチックが非常に反応性が高い状態になるうえ、高温状態になるため化学物質が気体となって排出されやすくなるからである(甲6参照)。

そして、ポリエチレン(PE)の融点は105 ~ 135、ポリスチレン(PS)の融点は80 ~ 100、ポリプロピレン(PP)の融点は165 ~ 170であるとされている。また、これらのプラスチックの熱分解温度はPEが90 ~ 130、PSが50 ~ 80、PPが105 ~ 125であるとされている(以上、甲7 - プラスチック材料活用辞典・「プラスチック材料物性表」)。また、添加剤の内容によりプラスチックの熱分解挙動が異なるとされていることにも留意しなければならない(甲8 - プラスチック成形加工データブック・「熱可塑性

プラスチックの一般的性質」)。

なお、ここでいう融点とは、高分子（ポリマー）の配列が無秩序になって液状化する温度であり、分子の運動性が上がることによっていろいろな化学反応速度が急激に速くなりはじめる温度のことである。また、熱分解温度とは、プラスチックが完全に低分子化（モノマー化）する温度のことを意味するものではなく、加熱による劣化に伴い化学反応が生じ始める温度を意味するものである。

（３）添加剤から生じる危険性

市販されているプラスチック製品は、~~ポリマーモノマー~~に添加剤（化学物質や重金属化合物など）が加えられたものである。

添加剤の一例として、柔軟性を与えたり加工を容易にする目的で添加剤として使われているフタル酸エステルなどの可塑剤があるが、これは女性ホルモんに類似した性質を持ち、性機能障害を起こす可能性があるとしており、機械的処理及び熱分解による化学反応の際に多種多様な分解生成物が発生し、また有害化学物質が発生する危険性も極めて高い。また、安定剤として使用されている鉛やスズ、硫黄などの添加剤も、極めて微量でも人体に悪影響を及ぼすものであることは言うまでもない。なお、ポリ塩化ビニール（PVC）製品には約３割から５割の添加剤が含まれている。また、プラスチック製品を生産している企業が、実際にどのような種類及び量の化学物質を製品に混入しているかについて必ずしも明らかにしているわけではないことも想起しなければならない。

そして、プラスチック製品に対して圧力（急激な外力、機械力）や摩擦力などを加えたり加熱処理をした場合、プラスチック製品の内部に含まれているこのような添加剤が外部に浸出ないしガス化放出されたり、化学反応を起こして別の化学物質に変化したりして、人体に悪影響を及ぼす可能性が極めて高いとされている（甲６）。

（４）塩素化合物の危険性

本件各施設に搬入される原材料にはPVCなどの塩素化合物が混入されているため、本件民間施設の各工程においてPVCなどの塩素化合物が選別除去されない危険性が高い。また、本件4市施設の圧縮梱包工程について言えば、そもそもPVCなどの塩素化合物がその他プラスチック製容器包装と一緒に圧縮されることになっている（選別の対象ではない）。

そして、一般に、PVCやポリ塩化ビリニデン（PVDC）を構成する塩素（ $C \approx 1$ ）のラジカル分子（塩素ラジカル）は極めて反応性に富むものであり、しかも極めて毒性の強い化合物を構成する性質を有するものであるから、圧力（急激な外力、機械力）を加えられたり加熱処理されたりした際の化学反応により、極めて毒性の強い化学物質が排出される危険性がある。

第5 本件各施設からの有害化学物質の発生

1 本件各施設の工程

(1) 本件民間施設

ア パレット成型工程

本件廃プラ処理施設におけるパレット成型工程は、解砕 手選別 破碎 洗浄 水利用選別 乾燥 減容 射出成型というものである(甲2、甲3)。ここで、パレット成型工程においては 減容した後に 射出成型するとされているものの、破碎して細くなった廃プラをパレットに成型するためには、「熔融」という工程を経る必要があるから、 射出成型工程において(「減容」工程の可能性もあるが)「熔融」工程が含まれている(被告イコール社の説明によれば、およそ220 ~ 250 とのことである。)

具体的には、

「解砕」工程においては、ベール状に圧縮梱包されて本件廃プラ処理施設に搬入されてきた廃プラ容器包装を、解体設備による強度の機械力により剥離・解砕する作業が行われ、

「手選別」工程においては、同じく解体された廃プラ容器包装の手選別作

業が行われ、

「破砕」工程においては、廃プラ容器包装に破砕設備により相当強度の物理力を加え、廃プラ容器包装を細かくせん断しながら粉砕する作業が行われ、

「洗浄」工程においては、破砕され細かく粉砕された廃プラに付着した異物を洗浄設備により水で洗浄して取り除く作業が行われ、

「水利用選別」工程においては、洗浄された後の廃プラを水槽に入れて、比重の違いを利用して選別する作業が行われ、

「乾燥」工程においては、破砕、洗浄された後の廃プラを温風により乾燥させる作業が乾燥設備により行われ、

「減容」工程においては、乾燥された廃プラが一箇所に集積され、ペレットミルという設備で減容する作業が行われ、

「射出成型」工程においては、廃プラをパレット成型設備において「熔融」し、パレットに射出成型する作業が行われる。

イ インゴット工程

インゴット工程では、手選別により分けられたポリスチレン（PS）が原材料として使用される。

インゴット工程においては、PSはインゴット機により「減容」されることであるが、この「減容」という工程において、PSは、高温スチームで熔融されて減容される。炉内の温度は約350 とのことである（甲3 添付資料1(3)インゴット機構造図参照）。

ウ 残渣圧縮工程

被告イコール社の説明によれば、本件廃プラ処理施設においては、8・5 kg / c m²の圧力、16・7倍もの高圧縮率でパレット成型工程及びインゴット工程で使用されなかった廃プラ残渣が圧縮梱包されることになっている。しかも、この廃プラ残渣にはPVC及びPVDCが約16パーセントも含まれているとのことである。

(2) 本件 4 市施設 (圧縮梱包工程)

本件 4 市施設においては、北河内 4 市が収集してきたその他プラスチック製容器包装及びペットボトルの混合物が選別された後、本件民間施設の上記「残渣圧縮工程」と同程度の相当強度の圧力をもって、その他プラスチック製容器包装の圧縮梱包品、ペットボトルの圧縮梱包品が作られることになっている。

2 本件各施設で使用される原材料

(1) 本件各施設への搬入物

本件 4 市施設には、北河内 4 市が収集した、家庭から排出されたその他プラスチック製容器包装及びペットボトルの混合物が搬入される。

そのため、容器、包装、ラップ、袋等として日常使用されているポリエチレン (P E) 製品、容器、包装、熱絶縁体等として日常使用されているポリスチレン (P S) 製品、容器、包装、フィルム等として日常使用されているポリプロピレン (P P) 製品、袋、シート等として日常使用されているポリ塩化ビニール (P V C) 製品、緩衝材等として日常使用されているポリウレタン (P U) 製品、ラップ等として日常使用されているポリ塩化ビニリデン (P V D C) 製品等が本件各施設への主要な搬入物であると言える。また、本件 4 市施設に搬入される廃プラは、このようなその他プラスチック製容器包装やペットボトルのほかに、容器包装適合物以外のプラスチック類、ガラス類、鉄屑なども約 20 % 混入するとされている。

また、本件民間施設には、4 市施設からのものも含めて、地域の一般家庭から排出され圧縮、梱包されたプラスチック製容器包装廃棄物が搬入される (甲 2、甲 3)。

(2) ポリ塩化ビニール (P V C) 製品及びポリ塩化ビニリデン (P V D C) 製品の混入について

本件 4 市施設では、P V C 製品及び P V D C 製品もその他の廃プラ製品と一緒に圧縮梱包されることになっている。

一方、本件民間施設のパレット成型工程で原材料として使用することが予定

されているのは、PVC製品、PVC製品などの塩素化合物やポリウレタン(PU)製品を除いたポリエチレン(PE)製品及びポリプロピレン(PP)製品である(甲9-「アルパレット株式会社事業概要HPより」と題する書面、甲10-日経エコロジー2003年7月号34頁乃至36頁参照)。また、ポリスチレン(PS)製品については、パレットを製造するパレット成型工程とは別の、インゴット製品を生成するインゴット工程の原材料として使用されるとされている(甲35頁・機器25、26)。そのため、本件民間施設においては、PVC製品、PVC製品、PU製品等がパレット成型工程やインゴット工程の原材料に混入しないようにするために、パレット成型工程に手選別及び水利用選別(比重選別)の各工程を設けているようである(甲2、甲3)。しかしながら、素材の複合性、もとの成型加工時における気泡混入、使用時における油脂などの付着、浮上しやすい薄片状のPVCやPVCの存在などのため、このような選別にも自ずと限界があり、選別工程後の破碎、減容、成型(熔融を含む)の各工程において使用される原材料(廃プラ容器包装あるいはこれを細かくした廃プラ)の中に、選別しきれなかったPVC、PVC、PUなどが混入することは避けられない。さらに言えば、このように塩素系プラスチック製品を**その他の非**プラスチック製品と峻別することも困難なことであるが、塩素系ポリマーと非塩素系ポリマーが混在している(いわゆる「複合材」、「複層材」などと言われるもの。)プラスチック製品も市場に相当数流通していることに着目すべきであり、そのような製品については、そもそも塩素系ポリマー部分だけをパレット成型工程やインゴット工程から選別・除外することは事実上不可能である。

3 本件各施設からの有害化学物質発生

(1) 本件民間施設

パレット成型工程においては、廃プラ容器包装を「解砕」、「破碎」、「減容」する際に、廃プラ容器包装あるいはそれを細かく砕いた廃プラに対して相当強度の物理力(せん断エネルギー)が加えられることになっている。つまり、破

砕工程（被告イコール社の説明によれば、廃プラが径40 mm のメッシュを通過するために、2枚の刃により径40 mm 以下まで細かくせん断されるとされている）、減容工程（同じく被告イコール社の説明によれば、径40 mm の切片状の廃プラが径15 mm になるまで、回転ローターの圧力と摩擦熱により圧縮、摩擦（減容）されるとされている）において、廃プラはせん断、摩擦される。また、「乾燥」する際には90 ~ 200 の熱風で乾燥（加熱）され、「熔融」する際には250 に加熱され（しかも、押出機通過時間は約20秒前後とされている）、減容工程においては約70 に加熱される。さらに、インゴット工程において、廃プラは、350 に熔融されるとのことである。

また、上記「プラスチック材料物性表」（甲7）によれば、PVCの熱分解温度は50 ~ 110、PVDCの熱分解温度は70 ~ 90 とされていることからして、乾燥工程、減容工程、パレット成型工程及びインゴット工程において、それまでに選別しきれなかったPVC及びPVDCも熱分解反応を起こし、それによって有害化学物質が発生する蓋然性も極めて高い。

さらに、そもそも廃プラは、添加されている安定剤の効力が低下していることから、続いて起こる酸化・劣化反応も起こりやすくなっていると言える。

とすれば、パレット成型工程において、原材料であるPE製品やPP製品のポリマーに対して圧力（急激な外力、機械力）や摩擦力を加えたり高温に加熱（熔融）したりすることにより、**メカノケミカル反応**や熱分解などの諸反応や**高分子（ポリマー）の解重合**が進み、モノマー（単量体）やダイマー（dimer・2量体）、トリマー（trimer・3量体）、あるいはこれらの二次生成物、低重合体（oligomer）、断片分子（ラジカルをもつ反応性の極めて高いもの）**や多種類の化学物質**が発生し、これら**モノマー**や様々な化学物質がガス化し蒸発して大気中に放出されたり、液状化して浸出するおそれがあることは疑いを入れる余地がない。なお、インゴット機には脱臭、脱煙、脱タール、脱臭炉が設置されるとされていることから、インゴット工程から何らかの化学物質が発生することが当然に予測されていると言えるうえ、被告イコール社自身が、「インゴッ

ト機には白金触媒によるスチレン等の浄化機能がある」としていることから、インゴット機からスチレンモノマーなどの有害化学物質が発生することが当然の前提とされていると言える。

また、これらに加えて、本件廃プラ処理施設の廃プラ残渣圧縮過程においても有害化学物質が発生する危険性が極めて高い。すなわち、本件民間施設に搬入された廃プラのうちパレット成型工程及びインゴット工程に使用されなかったもの（廃プラ残渣）は、本件民間施設に搬入された後いったんは解砕されるものの、その後再び搬入前（解砕前）と同じように圧縮梱包されることになっているところ、上記のように、 $8 \cdot 5 \text{ kg / cm}^2$ の圧力、 $16 \cdot 7$ 倍もの高圧縮率で圧縮梱包され、しかもこの廃プラ残渣にはPVC及びPVDCが約16パーセントも含まれているのであるから、この廃プラ残渣の圧縮梱包の際にも有害化学物質が発生する高度の蓋然性があることは明らかと言うべきである。

（２）本件４市施設

本件４市施設の圧縮梱包工程においても、廃プラ容器包装が強度の圧力で「圧縮」、「梱包」されるのであるから、その際に、廃プラ容器包装に対して相当強度の物理力（せん断エネルギー）が加えられることになる。したがって、圧縮梱包工程において廃プラがせん断、摩擦などされることによりメカノケミカル反応が起き、その過程で様々な有害化学物質が発生する高度の蓋然性が認められることもまた明らかである。

また、同施設に搬入される廃プラには、その他プラスチック製容器包装及びペットボトルの混合物のほかに、容器包装適合物以外のプラスチック類、ガラス類、鉄屑なども約20%混入するとされているため、たとえこれらの選別工程が用意されているとしても、これら異物を完全に選別除去することは出来ない。また、本件４市施設では、PVCやPVDCなどの塩素化合物も他のプラスチックと一緒に圧縮梱包されることになっている。これらのことからすれば、本件４市施設では、選別されずに残った異物や塩素化合物との間で予測不可能な化学反応が生じる蓋然性も極めて高いと言うべきである。

とすれば、本件4市施設においても、本件民間施設と同じように、メカノケミカル反応による有害化学物質が発生することは明らかとすべきである。

この点は、被告組合が本件4市施設に関して設置した専門委員会が実施した調査（甲11）によっても、純窒素内の圧縮調査よりも、純エアール内の圧縮調査の方が化学物質の発生が多くなること、発生化学物質の悉皆調査（スキヤニング）によれば、同定物質（名前の分かっている物質）に対して未同定物質（名前のわかっていない物質）が約900倍の質量で発生していること、廃プラを圧縮しなくとも袋の中に入れておくだけでスチレン、トリクロロエチレンなどの有害化学物質が発生していることなどが明らかになり、廃プラの圧縮梱包過程で有害化学物質が発生することが裏付けられている。また、専門委員会の柳沢委員も、「本件処理施設の設置と運転によって、物質名が既知あるいは未知の化学物質が、貯蔵施設及び圧縮施設から大量に発生することが予想される」と指摘している。

（3）福井のアルパレット社の施設における有害化学物質の発生の確認

廃プラ処理に関わって有害化学物質が排出されることについては、被告イコール社が、本件民間施設と「同一性のある施設」、「基本的には被告イコール社の工程と同じ」、「処理能力について多少の差異があるだけ」、「リサイクルの原理・工程は基本的に同一であるといえる」などとしている福井のアルパレット社の施設における調査によっても確認されている。なお、この調査は、後記の「第10 仮処分決定批判」において述べているように、化学物質の発生調査としては極めて不十分なものである。

環境ホルモン等測定結果報告書（甲12）は、被告イコール社自身が福井のアルパレット社の施設の稼働により発生する化学物質の調査報告書であるが、同報告書を見れば、例えば、白血病など発ガン性物質とされ生殖機能にも異常を与えるものと考えられているベンゼンについて見ると、同施設内に設置された破砕機の近くでは「80（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）」の値を示したとされている。また、生殖機能に異常を与えると考えられているトルエンについても、同施設

内に設置された破砕機の近くでは「40」の値を示したとされている。さらには、発ガン性物質と考えられているホルムアルデヒドについては、施設内では「14」の値を示したとされている。つまり、極めて不十分な調査をもとにした甲12からでさえ、上記のベンゼン、トルエンなどをはじめ約20種類にのぼる多種多様な化学物質がパレット成型工程から発生することが明らかにされているのである。

ちなみに、本訴に先立つ仮処分決定（甲13）も、本件民間施設から有害化学物質が発生することを認めているところである。

4 本件各施設で発生する有害化学物質の毒性

(1) 本件民間施設

本件民間施設は、後記杉並中継所とは異なり、~~PVCなどの塩素化合物や、~~廃プラ容器包装以外の一般廃棄物が処理されない建前になっているので、杉並中継所と全く同じ化学物質が排出されるものではないが、上記のように、本件民間施設においては、摩擦力を加えるだけの場合よりもより一層多くの化学物質が排出される危険性の高い加熱処理がされることから、ポリマー、多種の添加剤及び触媒残渣などが様々な化学反応を起こすことにより、多種多様な化学物質が排出される危険性が極めて高い。そして、ポリエチレン（PE）に機械力を加えたり加熱処理した際には、頭痛、めまい平衡障害等を起こすトルエン、吸入すると麻醉性、粘膜刺激性があるイソプロピルアルコール、中枢神経系の障害を起こすエチルアセテート、四肢末梢抹消の知覚異常を起こすノルマルヘキサン、頭痛、めまい、胃腸障害などを起こす二硫化炭素等が、ポリスチレン（PS）に機械力を加えたり加熱処理した際には、血液障害、肝臓障害等をきたすベンゼンやトルエン、ノルマルヘキサン等が、ポリ塩化ビニール（PVC）に機械力を加えたり加熱処理した際には、ベンゼン、トルエンに加え、悪心や呼吸障害を起こすアセトニトリルやノルマルヘキサン等が発生するとされていることからすれば、本件民間施設においては、これらの化学物質の発生が予測される（甲14 - 「容器包装材に使用されている主なプラスチックの機械的処

理、加熱による化学物質の発生とその毒性情報」と題する書面、甲15 - 「東京都杉並ゴミ中継所（廃プラを50～70%含むゴミを2分の1に圧縮・梱包）から検出された主な化学物質とその毒性及び推定される発生起源プラスチック」と題する書面）。

なお、スチレンのモノマー、ダイマー、トリマーなどは環境ホルモン物質であるとされており、しかもモノマーやダイマーなどはポリマー（高重合体）に比べて分子量が小さいため、プラスチック製品内部から外部に排出されやすいものである。したがって、PSを処理するインゴット工程に関しては、有害なスチレンモノマーやダイマー発生の危険性もある。

また、本件民間施設は1日あたりの処理量が48トンと日本で最大規模のものであるから、本件民間施設から排出される化学物質の量も相当量にのぼるものである。

（2）本件4市施設

本件4市施設では、後記杉並中継所と同じように、PVC製品及びPVDC製品などの塩素化合物も一緒に圧縮梱包されることになっている。したがって、本件4市施設では、本件民間施設よりも多量の塩素化合物が発生する蓋然性が極めて高い。

本件4市施設では、本件民間施設の残渣圧縮工程と同じ程度の強度での廃プラ圧縮が行われることが予測されるため、本件民間施設と同じような有害化学物質が発生する蓋然性が高く、本件4市施設からも多種多様な有害化学物質が発生する危険性が極めて高いこともまた明らかである。

第6 本件各施設による環境汚染について

1 福井のアルパレット社の施設の調査結果から明らかな環境汚染の危険性

本件民間施設の稼働により多種多様な有害化学物質が発生し、これによって地域環境を汚染することは、福井のアルパレット社の施設の調査結果（甲12）からも明らかである。すなわち、アルパレット社の施設から300メートル離

れた地点でのベンゼン濃度が環境基準を上回っていることが判っているが、福井の施設は田園地帯の中にあり周辺にはこの施設以外には有力なベンゼン発生源がないことからすれば、こうした一般環境における高濃度のベンゼンがアルパレット社の施設の影響であることは明らかである。さらに、福井の施設周辺には、ベンゼン以外にも、同施設の稼働を原因として、トリクロロエチレン、アセトアルデヒド、ジクロロメタンなど多くの有害化学物質の汚染が進んでいることも判っている。

このように、福井の施設の調査結果（甲 1 2）からすれば、本件民間施設の稼働により、同施設周辺にベンゼンやトリクロロエチレンなどの有害化学物質の深刻な環境汚染が進行する危険性が極めて高いと言える。

2 専門委員会の調査結果からも明らかな環境汚染の危険性

本件 4 市施設に関連して設置された専門委員会の柳沢委員による調査によれば、本件 4 市施設から発生する有害化学物質の量は、T D I（耐容用 1 日摂取量 人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される 1 日当たりの摂取量のこと。体重kg当たりの量として mg / kg（体重）/ 日のように表す）の数値で言えば、テトラクロロエチレンで 4 3 0 人分、ジクロロメタンで 5 0 4 人分、スチレンで 1 0 9 1 人分、フタル酸ジ - 2 - エチルヘキシルで 1 6 4 3 人分の量が発生することが予測されている（甲 1 6 - 柳沢委員の調査表）。なお、ベンゼンについては、ごく微量でも人体に非常に有害な化学物質であるため、そもそも T D I（耐容用 1 日摂取量）の値すらないが、甲 1 6 によれば、多量のベンゼンが発生することが予想されるということである。

このように、専門委員会の調査結果からも、本件 4 市施設の稼働により、同施設周辺の環境が汚染される危険性が極めて高いと言える。

3 杉並中継所の継続調査からも明らかな環境汚染の危険性

杉並病及び杉並中継所については後に詳述するが、東京都杉並区は、杉並中継所周辺の大気汚染状況について継続的に経年調査を実施しているところ、こ

の経年調査結果からも、杉並中継所周辺の大気環境は有害化学物質により確実に汚染されていることが明らかになっている。すなわち、平成15年度の調査では、杉並中継所から約200mの周辺環境の測定値の最高値は、大気環境基準が決まっている4物質のうち、ベンゼンが $4.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （環境基準 $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）、ジクロロメタン $160 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （環境基準 $150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）であり、いずれも環境基準を越える濃度である。なお、ジクロロメタンは、平成14年度も測定値の最高値が環境基準を~~を~~超えている。

これらの有害化学物質は、平成12年度杉並区が調査結果を発表した杉並中継所から発生している化学物質約400種類から言えば、氷山の一角であるから、同中継所が活性炭を取り付けても、有害化学物質の排出で大気環境を汚染し続けていることは明らかである。

後述するように、本件各施設は、廃プラを原材料に含む点及び圧縮工程を含む点で杉並中継所と類似しているのであり、この点からも、本件各施設の稼働により、施設周辺に有害化学物質が発生し、それにより大気環境が汚染される危険性が極めて高いと言えるのである。

4 本件各施設の稼働による環境汚染の高度の蓋然性

以上のように、福井のアルパレット社の施設の調査結果、専門委員会による調査報告及び杉並中継所による経年調査の結果などからすれば、本件各施設で原材料として使用される廃プラの処理過程で有害化学物質が発生することが予測されるだけでなく、現実にも、多種多様かつ多量の有害化学物質の発生による環境汚染が進行する高度の蓋然性があるのである。

5 複合汚染による危険性の増大

このように、本件各施設からの多種多様な有害化学物質の発生によって、深刻な環境汚染が進行する高度の蓋然性があるが、それだけでなく、本件地域一帯を含む寝屋川市は、現在でもすでに有害化学物質による汚染が進行している点に留意しなければならない。

すなわち、本件4市施設の立地が計画されている寝屋川市は、大阪府内の他

の市町村に比べて、非メタン系炭化水素（揮発性有機化学物質）に高濃度に汚染された地域なのである（甲 1 1 - 専門委員会報告書の内、柳沢委員の意見書）。同意見書の表 1 に示されているように、大阪府内 1 7 個所の一般大気測定局の中で、寝屋川市は非メタン系炭化水素濃度の平均値が堺市三宝地区(0・3 2 ppmC)に次いで第 2 位(0・3 1 ppmC)であり、寝屋川市での非メタン系炭化水素濃度は、環境省の環境保全目標値（0・2 0 ppmC から 0・3 1 ppmC の範囲内）を年間 2 8 5 日（0・2 0 ppmC 基準）から 1 7 5 日（0・3 1 ppmC 基準）超過し、最大値 1・4 5 ppmC で、環境保全目標値の 5 倍程度の汚染状況なのである。なお、非メタン系炭化水素は人間活動を発生源とする揮発性有機化学物質であり、本件施設から排出される物質も非メタン系炭化水素である。そして、非メタン炭化水素は、太陽光による光化学反応によって光化学オキシダントを生成し、~~光化学スモッグの原因物質であるところ、光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすも発生する汚染物質で、~~光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

また、本件地域一帯は、シックハウス症候群についての室内暫定指針値を超える量の有害化学物質（総揮発性有機化合物 = TVOC）汚染が進行している（4 市組合による寝屋川市役所での調査）。例えば、トルエン換算による報告によれば、室内暫定指針値が 4 0 0 マイクログラム / m³であるところ、1 4 0 0 マイクログラム / m³の値を示している。

さらに、上記のとおり、本件各施設の近隣にはすでに寝屋川市清掃工場が立地し、同工場では廃プラの圧縮梱包が行われているばかりでなく、廃プラが事実上野積みされるなどしており、同工場からも有害化学物質が排出されている。加えて、平成 2 0 年度末供用開始を目標にして、1 日交通量が 1 0 万台を超える第 2 京阪国道の建設が進められている。第 2 京阪国道が供用開始されれば、同国道を走行する自動車からも、浮遊粒子状物質やベンゼンなどの有害化

学物質を含む大量の自動車排ガスがまき散らされることになる。

以上のように、本件地域一帯は、現状でも寝屋川市清掃工場などを原因とする環境汚染が進行しているのに加えて、第2京阪国道の供用開始とともに、本件各施設が建設、操業開始されれば、こうした各施設、道路からの有害化学物質による複合汚染が一層深刻に進行することになるものである。

また、本件各施設が立地する本件地域一帯は、平地ではなく窪地であるうえ、本件民間施設の南側には崖が位置していることなどから、もともと有害化学物質が拡散しにくい地形になっている。こうした地形的特徴も有害化学物質の複合汚染の危険性を一層増幅させることになるものである。

本来ならば、本件地域一帯に有害化学物質の発生源を集中立地させるのであれば、複合汚染による有害化学物質の発生及び環境汚染の蓋然性について、十分な環境アセスメントが実施されるべきであるが、被告ら及び寝屋川市は、こうした複合汚染の環境アセスメントを全く行っていない。この点については、専門委員会における柳沢委員の意見において「本件処理施設の設置と運転によって、物質名が既知あるいは未知の化学物質が、貯蔵施設及び圧縮施設から大量に発生することが予想される」と明言されていることは上記のとおりであるし、さらに柳沢委員は、「本件施設の立地が計画されている地域は、既に非メタン系炭化水素（揮発性有機化学物質）によって高濃度に汚染されており、新たな非メタン系炭化水素（揮発性有機化学物質）の発生も予定されている。このような現状の下で、さらに悪化させる可能性のある本件施設を計画地に設置することを、是認する合理的理由は見出せない。」と述べている。また、植田委員も、「仮に本施設からの排気中に残存する有害物質をある程度減らせるとしても、それは周辺環境や生態への影響を与えないという判断の根拠にはならない。なぜなら、依然としてかなりの量の有害物質が排出されると考えられることに加えて、影響の大きさを決定するものは、予定地における現状の環境状態の下で、追加的に付加される排出量の大きさだからである。」と述べている（甲11）。

第7 本件各施設からの有害化学物質による健康被害について

1 はじめに

以上のように、本件各施設からの様々な有害化学物質の発生によって、原告ら住民が居住する本件地域一帯は、深刻な複合的な環境汚染が進行することになるが、これら有害化学物質による環境汚染によって、原告ら住民に健康被害が生じる危険性は極めて大きいものである。このことは、後記の杉並中継所で起きた「杉並病」からも明らかと言える。

2 シックハウス症候群に類似した症状（健康被害）が生じる危険性

平成16年6月にいわゆるシックハウス症候群（住宅において見られる化学物質などを原因とする健康被害の総称のこと）が厚生労働省により保険病名と認められた。厚生労働省によって、遅ればせながら、日常生活上の化学物質の暴露に起因する健康被害が認められるに至ったのである。ここで、シックハウス症候群とは、住宅（室内）において一種または多種の化学物質などの原因物質に暴露することにより、めまい、嘔吐、喘息など実に多種多様な症状が出現するに至るといえるものである。

そして、上記のとおり本件各施設からはベンゼン、トルエンなど多種多様な有害化学物質が発生し、それによって本件地域一帯は深刻な環境汚染が進行することが認められ、原告ら住民にシックハウス症候群類似の症状（健康被害）が生じる蓋然性が極めて高いと言うべきである。

なお、この点については、いわゆる杉並病に関する平成14年6月26日の公害等調整委員会の原因裁定が重要である。すなわち、公調委は、杉並病（1）の原因が廃プラスチックを中心とする不燃ゴミの中継施設である杉並中継所（2）から排出された化学物質によるものである旨の原因裁定（3）を下したものである（甲17 - 判例時報1789号34頁乃至44頁）。そして、本件各施設に搬入される廃プラ容器包装は、上記のように、その処理工程において「解砕」、「破碎」、「減容」、「残渣圧縮」（以上、本件民間施設）、「圧縮梱

包」(本件4市施設)の各工程等があり、これらの工程において強度の物理的圧力が加えられる点で、「圧縮」工程を中心とする杉並中継所と共通している。また、本件民間施設における「乾燥」、「減容」、「成型」(熔融)の各工程は、廃プラを高温に加熱し、あるいは熔融する点で、杉並中継所における「圧縮」工程と同程度か、あるいはそれ以上に有害化学物質を発生させる危険性が高いものである。

1 杉並病

杉並中継所(2)周辺において、平成8年4月の同所操業開始当初から、周辺住民の間に発生した疾病のことである。同疾病は、いわゆる化学物質過敏症等の症状が出現するものであり、具体的には、めまいがする、手足の関節痛がある、吐き気がする、呼吸困難、頭痛がする等といった症状である。

杉並中継所周辺からは、ベンゼン、エチルベンゼン、ビフェニール、アセトン、アセトニトリル、トルエンジイソシアネート等、通常発生することが考えられない化学物質が検出された。

2 杉並中継所

杉並区等で集めた不燃ゴミを最終処分地中間処理施設まで搬送する作業を軽減、合理化するための、東京都杉並区井草地区にある東京都清掃局所管の不燃ゴミ積み替え施設(ゴミを約2分の1に圧縮して大型コンテナに積み替える)のことである。

同施設は、地下2階、地上1階建ての建物であり、コンパクター3基によって小型収集車9台分のゴミ(約36立方メートル)を約半分の要領に圧縮し、大型コンテナ車1台代に積み替えて搬出するという作業が行われている。

同施設は、杉並区等の一般廃棄物中の不燃ゴミを対象にし、廃プラスチックのみを処理することを目的とした施設ではないが、同所において圧縮される不燃ゴミの大部分(50~70%と言われている)は廃プラ

製品である。

なお、平成 8 年当時の月間搬入量は 3 5 0 0 トンであった。

3 杉並裁定

同裁定は、本件各施設の工程と同様に廃プラに機械的な力を加える工程のある杉並中継所においても、有害化学物質が発生し人の健康に悪影響を及ぼすことが認められた。また、同裁定は、人の健康に悪影響を及ぼす原因となる有害化学物質について、その発生メカニズムやその個々の化学成分を明らかにしなくても、発生された物質と健康影響との間に因果関係を認めた。判例時報（甲 1 7）の解説でも、「本裁定の意義」として、「本裁定は、従来の大気汚染に係る公害裁判の場合と異なり、排出された原因物質についてまでは特定せずに、住民の健康影響と中継所の操業関連から、被害の原因を中継所の操業に伴う排出行為とし、因果関係を肯定したものである。」という点に着目し、化学物質の新たな開発が増加傾向にある中で、化学物質のリスク評価の推進は重要な課題であるとし、「本裁定はこのように多種多様である化学物質について健康影響の特性が未知の状態にあるといわれている状況を踏まえてのものと思われ、注目に値する。」（甲 1 7・35 頁）と積極的に評価している。

さらに、この点については、近時、人が化学物質（特に揮発性有機化学物質）に反復または連続して暴露することによって誘起される化学物質への感受性の亢進（感作）により、ごく微量の化学物質に対して敏感に反応することによって、頭痛、めまい、眼への刺激（やける感じやしみる感じ）、眼の焦点不具合、胸の痛み、呼吸困難、腰痛、足の痛み、かゆみ、手足硬直、けいれんなどの様々な症状を示す、いわゆる化学物質過敏症（CS これには多種化学物質過敏症（MCS）を含む）と呼ばれる慢性中毒病に罹患することが一般に知られるようになってきたことにも留意すべきである。化学物質過敏症に罹患すると、その後は、日常生活を送るうえで接触（暴露）することが避けられないような、公共施

設の塗料や電車の殺菌消毒剤、工場からの排出ガス、車の排気ガス、他人の整髪料や化粧などに使用されているごく微量の化学物質にも過敏に反応してしまい、上記のような症状を起こすとされている。そして、一般には、暴露する化学物質の量が多ければ多いほど、化学物質過敏症に罹患する可能性は高いと言える（以上、甲18 - 「化学物質過敏症」）。

以上のように、本件環境汚染によって、原告ら住民が、シックハウス症候群に類似した症状（健康被害）や化学物質過敏症に罹患する危険性は極めて大きいものである。

3 ベンゼンによる健康被害（発ガン）の危険性

ベンゼンは、骨髄の造血機能障害やがん・白血病の原因となることが広く知られた危険な化学物質であり、国際癌研究機構（IARC）の基準でも、1 m³あたり3マイクログラム以下と極めて低く設定されている。ベンゼンによる過去の健康被害の事例としては、東京都足立区で起きたゴムサンダル作りの現場での事故（~~ゴ~~ム塗りの用材としてベンゼンを使用していたところ、白血病が多発した）及びアメリカのボストン・ウーバン（WOBON）で生じた地下水汚染事故などがある。

本件においても、福井のアルパレット社の施設において、同施設以外には周辺にベンゼンの発生源がないと思われるにもかかわらず（工場が所在する丸岡町は田園地帯である）、工場から300mも離れた地点における濃度が環境基準を上回っていることが報告されており、本件各施設がアルパレット社の施設よりはるかに大規模、大量に廃プラ処理を行うことを考えれば、本件各施設から発生するベンゼンによって、原告ら住民に健康被害（発ガン）が生じる危険性は極めて大きいと言わざるを得ない。

第8 本件各施設の建設手続における住民不在と違法性

1 はじめに

本件各施設は、近接して立地し、廃プラ処理と再利用を連携して行う可能性

が高いおうというものである。

ところが、本件地域一帯は、もともと市街化を抑制して緑を保全することを目的としている市街化調整区域であり、加えて、上記のように、本件各施設の立地操業などによって深刻な複合環境汚染が進行し、それによって原告ら住民の健康被害が発生する危険性が指摘されている。にもかかわらず、本件各施設の建設手続きあたっては、住民らの意思が無視され、都市計画法等の法令の趣旨や条文に違反する建設手続きが強行されてきた。さらに、本件各施設が集中立地することによる複合的な影響はもちろん、各施設毎の影響についての調査も不十分なまま建設手続きが進められてきた。

こうした建設手続きの違法性、住民不在は、本件各施設が健康被害を生じさせる極めて危険な施設であることとも相俟って、受忍限度を判断する重要な要素となるものである。

2 本件民間施設の違法性、不当性

(1) 建設手続の経過

本件民間施設は、建築基準法51条に該当する施設であり、以下の通りの同法及び都市計画法上の手続が行われた。

平成15年11月13日

被告イコール社が、寝屋川市開発審議会に対して、本件廃プラ処理施設建設の開発にかかる事前協議を申請した。

同年同月26日

被告イコール社が、寝屋川市長宛に建築基準法51条ただし書許可を求める理由書を提出した。(甲19)

平成16年1月21日

被告イコール社が、寝屋川市長に対して、建築基準法51条ただし書許可による建築許可及び開発許可を申請した。

同年2月3日

寝屋川市都市計画審議会の議を経て、寝屋川市長が、2月27日建築基準法51条ただし書を適用して建築許可処分を行った。

同年2月6日

寝屋川市開発審査会の議を経て、寝屋川市長が、2月27日開発許可処分を行った。

同年2月27日

寝屋川市長が宅地造成規制法上の許可処分

大阪府知事が、一般廃棄物施設設置許可、農地転用許可を行った。

同年3~~6~~月

建設に着手

平成17~~6~~年4月

操業開始

(2) 建築基準法及び都市計画法違反

ア 建築基準法51条は、卸売市場、火葬場などの施設については、「都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなくては、新築し、又は増築してはならない」と規定しており、本件民間施設は、その条文中の「その他の処理施設」に該当する。この規定の趣旨は、列挙してある各施設は、周囲の環境に悪影響を及ぼす恐れがあるため、「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことが必要であることから（都市計画法16条1項）、都市計画案の公衆への縦覧（同法17条）、住民らの意見書の提出など、一定の住民参加の手続が保証されている都市計画法上の手続を踏ませようとするところにある。

ところが、本件民間施設を建設した被告イコール社は、あえてそうした住民参加の手続きを取ろうとせず、同条但書の適用を求め、あろうことか、被告組合の代表者も兼ねる寝屋川市長がその適用を認めたのである。

いうまでもなく、建築基準法51条但書では「特定行政庁が都道府県都市計

画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村の市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合」は都市計画決定を経なくとも建設できるとしている。しかしながら、この但書の適用は安易に行われるべきではなく、極めて例外的に限られるべきである。上記のように、本件民間施設は、周辺住民に健康被害を生じさせる危険性を有する施設であり、それ故、住民に対して十分な情報公開を行い、多様な住民意見を聴取する中で慎重な都市計画決定の手続きを行うことが求められる施設である。しかるに、被告イコール社は、上記のように、都市計画法上の住民参加の手続きを省略できる建築基準法51条但書の適用を求め、寝屋川市長もこうした安易な手続きの適用を認めたものであり、このこと自体重大な手続上の瑕疵というべきである。

ちなみに、寝屋川市長は、建築基準法51条但書の適用を認めた理由について、「本件施設は営利追求を第一義とする民間事業者によるものであり、将来の経済情勢の推移によって転移が予想され、その存在が暫定的なものと考えられるから、本件施設の位置につき、都市計画決定手続を講じるのは不適當である」とする見解を表明した（甲20）が、この論理では、民間施設は全て都市計画決定手続が不適當、不要ということになり、その不当性は明白である。

また、この但書の適用は、大阪エコエリア構想に位置付けられた選定評価条件や平成16年年1月15日付の大阪府知事から寝屋川市長への要請文書にも反している。

イ 寝屋川市長は、但書に基づいて、都市計画審議会の審理に付したが、その審理の実態をみても、委員に対しての説明から審議までが短期間であり、許可決定までも異常なスピードで行われており、とても十分な審理が行われたとはいえず、但書を適用した手続としても極めて重大な瑕疵があると言わざるをえないものである。もちろん、本件民間施設を「敷地の位置が都市計画上支障がな

い」とした結論自体に大きな問題があることは言うまでもないことである。

本件地域一帯は市街化調整区域であり、本来市街化を抑制すべき地域である。具体的に見ても、本件地域一帯は、寝屋川市でも数少ない緑が残されている地域であり、近くには第1種住居専用地域などの比較的良好な環境が維持されており、また本件民間施設周辺には、学校、保育所、養護学校、障害者児施設、病院、都市公園、大阪市水道局の浄水場、駅などの重要な公共施設も存在している。

その一方で、すでにこの周辺には、寝屋川市清掃工場等が存在し、第2京阪国道の供用も予定されており、緑や良好な住環境が脅かされている地域でもあり、多種多様な有害化学物質を排出する本件民間施設を建設することは、より一層の環境破壊をもたらしかねないものであった。このような環境面での調査検討を十分に行うことなく、「敷地の位置が都市計画上支障がない」として、但書適用を認めたのは、都市計画法の目的や基本理念、さらには市街化調整区域を定めた趣旨にも明確に反していると言わざるを得ない。

また、本件民間施設が立地する土地が市街化調整区域内にあるところから、都市計画法34条10号口（「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不相当と認められるもの」）は、一定の要件を具備しなければ、都道府県知事は開発許可をしてはならないとしている。これを受けて、寝屋川市は、平成15年4月に「都市計画法第34条第10号及び同法施行令第3項ホに関する判断基準」を規定している。

そして、この「判断基準」の第6は「開発審査会に付議するため、この基準の定めるところに従い、あらかじめ提案基準を定めることができる」と規定し、寝屋川市は平成15年7月1日施行の提案基準11「容器包装の選別施設などの建築を目的とする開発行為等の取扱い」を規定した。この規定はまさに本件のような廃プラ処理施設に関連する規定であり、その第2では、「この基準に

係る選別施設等は、市町村から委託を受けて、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき容器包装の選別、圧縮、粉砕、保管等の処理を行う施設で、処理能力が1日5トン未満の施設とする」と規定している。つまり、市長は、市街化調整区域では、廃プラ処理施設などの容器包装の選別施設などの建設については、市町村から委託を受けた施設で、かつ処理能力が1日5トン未満の施設しか開発審査会に許可の申請をしないとしている趣旨と見るべきである。ところが、本件民間施設は、市町村の委託を受けた施設でなく、1日の処理能力は102トンにも上がる大規模施設であるのであるから、そもそも許可申請の対象になるべきものではなかったのである。

さらに、開発許可運用指針（平成13年5月2日国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室策定） - 7 - 1が、法34条10号口で許可されるケースとして21項目を詳細に記載しているが、本件のような容器包装廃棄物処理施設は一切含まれていない。このようなことから、本件廃プラ処理施設が開発許可されたこと自体が不可解と言わざるを得ない。

以上のように、本件民間施設に関しての寝屋川市長の建設許可処分の手続きには様々な法令違反があり、こうした点は受忍限度の判断において重要な要素となるものである。

3 本件4市施設の建設手続きの違法性、不当性

(1) 建設手続きの経過

本件4市施設は、被告組合により運営されるものであるが、その施設建設の手続きは、民間施設である本件廃プラ処理施設と違って、一応都市施設として都市計画決定がなされている。

被告組合が設立されて以後の経過は以下のとおりである。

平成16年6月1日 被告組合が、地方自治法上の一部事務組合として設立。大阪府知事が認可。

同年11月6日、 都市計画決定手続き上の公聴会開催（発言53名中

48名が反対)

同7月26日 一部事務組合として、寝屋川市議会において用地買収予算等が承認された。

同年12月2日 本件4市施設について、大阪府を通じて環境省に補助金を申請したが、不受理となった。

同年12月 本件4市施設を都市施設とする都市計画案が4市で縦覧され、意見書が提出された。

~~他の3市でもほぼ同様の意見書が提出される。~~

平成17年1月4日～2月17日

本件4市施設についての生活環境影響調査報告書が告示縦覧され、意見書提出が3月7日まで行われる。

同年2月26日 寝屋川市都市計画審議会で、本件4市施設を都市施設とする都市計画決定を賛成多数により可決した。

同年3月 枚方市・四条畷市・交野市の都市計画審議会でも同様に可決された。

同年3月25日 都市計画決定(「都市施設」 4市同時)

(2)「東大阪ブロックごみ処理広域化計画」に反する建設手続きの強行

ア 本件4市施設の建設計画は、もともと民間業者である東部リサイクル協同組合が、平成11年頃に計画し、寝屋川市に広域事業化の提起を行ったものである。その後、平成11年8月、大阪府、寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市、守口市、門真市、大東市、東大阪市の担当者による「ごみ処理広域化東大阪ブロック会議の設置、運営に向けて」を議題とした「打ち合わせ会議」から始められ、数回の会議を経て、平成13年8月、「ごみ処理広域化東大阪ブロック会議」によって「東大阪ブロックごみ処理広域化計画」(甲21)が策定された。そして、平成14年には、前記4市の他、守口市を含む5市で、本件廃ブ

ラ圧縮梱包施設~~△~~の基本構想、生活環境影響調査書が作成された。

このように、本件4市施設は、平成11年から建設への動きが始まっていたのであるが、一般の市民に明らかになったのは、平成16年3月市議会で組合規約が提案された時が初めてである。

この間、付近住民に知らされないまま、この建設計画が事実上進められていたことは、住民合意という点で極めて問題である。

イ 本件4市施設は、本件民間施設と違い、形式的には一応都市計画決定の手続を踏んではいるが、その手続における付近住民の参加、住民合意という点では極めて不十分であった。

前記の「東大阪ブロックごみ処理広域化計画」の22ページには、「(4)施設整備に向けた合意形成」として次のように記載されている。

すなわち、「ごみ処理施設は、都市の環境保全及び都市活動を維持するために必要不可欠な基幹施設であるが、施設に対するイメージや環境保全面から、地域住民による反対運動が起こるなど処理施設の立地は非常に困難である。廃棄物処理施設の設置・更新にあたっては、社会的な合意を得るまでに、長期の手続き期間が予想されるため、早い段階で計画を公開し、広く住民から意見・情報の募集（パブリックコメント）をするなど、住民参加のもと進めていくことが求められている。このため、ごみ処理施設の整備にあたっては、行政・住民・学識経験者による新たなごみ処理方策を検討する~~研究する~~研究会を設けるなど合意形成に向けたシステムづくりが重要である。」とし、23~~2~~ページ図4-2には「施設整備に向けた合意形成フロー」が示されている。23ページのフロー図の下には、【施設整備計画フローの主な留意点】として6点があげられている。そこでは「基本構想は、パブリックコメントを行い、その内容を考慮し施設整備計画案を作成する。処理方法や施設場所の選定は、複数案を公開し、計画案の策定にあたる。環境アセスメントは、実施前に環境調査等の方法、実施後に環境調査結果及び評価等を公開する」などが記載されてい

る。

しかしながら、東大阪ブロックごみ処理広域化計画で唯一具体化されている事業である本件4市施設建設に際して、ここに挙げられているような住民説明の徹底や、住民参加の手法は一切実施されなかった。平成17~~6~~年6月3日に開催された第2回臨時組合議会で、この点を追及された組合側は、住民説明の徹底や、住民参加の手法について「それは理念です」と述べ、実際に行われなかったことを認める旨の答弁を行っている。このことは、寝屋川市を含む被告組合の住民無視の姿勢が如実に示されている。自ら決めた住民との合意手続きさえ平気で踏みにじること自体、本件4市施設の建設手続きの不当性を示している。

ウ また、都市計画決定の手続きにおいても、平成16年11月6日から平成17~~年3月~~までの公聴会において公述人53名中48名が反対意見を表明し、計画案への意見書についても寝屋川市で198通202件はすべて反対で見直しを求めるものであったにもかかわらず、こうした住民意見を無視した手続きが行われた。このことも、本件4市施設の建設の住民無視を示すものである。

エ 以上のような建設手続における違法性、不当性も、受忍限度の判断においては重要な要素として考慮されるべきである。

第9 循環型社会の形成に適合しない本件各施設

1 はじめに

とかくリサイクル施設は、資源循環型社会の形成推進に合致し、公共性が高い施設であると言われがちであるが、本件各施設の公共性を考えるにあたっては、廃プラのマテリアルリサイクルの特殊性や問題点を十分に把握した上で、真に資源循環型社会の形成促進に合致する施策といえるかどうかを慎重に検討しなければならない。

2 資源循環型社会のあり方

資源循環型社会は、従来の大量生産，大量消費，大量廃棄のワンウェイ社会から、廃棄物の発生を抑制し、再利用やリサイクル等を通じて資源を循環利用する社会を言う。

そして、循環型社会形成促進基本法にあるように、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、リサイクル、適正処理という優先順位があるとともに、リサイクルにもマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル（還元剤としての使用など）、サーマルリサイクルの順位がある。いうまでもなく、リサイクルよりも、発生抑制，再利用の施策が重要である。

この点、廃プラの多くを占めるレジ袋については、スーパーなどの業界による自主的有料化の動きが進んでおり、中央環境審議会においても有料化の法制化を含んだ措置が検討されているところである。また、トウモロコシやサツマイモのでんぷんやサツマイモの葉からとれるポリ乳酸~~ラエナー~~を原料とする生分解性プラスチックの開発が進むなど、石油を原料とするプラスチックそのものの発生を抑制する方策も現実化しつつある。

すなわち、今後は、廃プラや石油を原料とするプラスチックの発生を抑制する施策が中心になると考えられ、廃プラのマテリアルリサイクルが中心的施策として据えられる可能性は極めて低いというべきである。

循環型社会のあり方を考えるにあたっては、どのような種類の廃棄物に、どのような施策が妥当するのか、社会の動きや技術の進歩にあわせて慎重に判断されなければならないのである。

3 リサイクルの問題点

リサイクルは、万能ではなく、いくつかの問題点があることを忘れてはならない。

第1に、大量生産、大量消費、大量リサイクルという形での資源循環は、大量生産の前提としての天然資源の大量使用を必ずしも抑制しない。大量リサイクルは、天然資源（バージン資源）の使用量の減量に一定の効果はあるものの、

大量生産、大量消費の枠組みを根本的に変えるのではなく、それを延命することがその本質的機能となるおそれが高いからである。これはリサイクルそのものの問題ともいえる。

第2に、リサイクルの工程において、更なるエネルギーが費やされるとともに、有害化学物質が発生する危険もある。これもリサイクルそのものに伴う問題点であるといえる。

第3に、そのリサイクルの性質を十分に考慮する必要がある。金属のように、材料としての劣化のないリサイクルとプラスチックのようなリサイクルに伴い品質が低下していくリサイクル（最近ではダウンサイクルともいわれている）とは同質に扱うことはできない。ダウンサイクルはリサイクルの美名のもとに、ゴミから市場性の小さい劣化した商品を作り出し、結局はゴミを作ってしまう可能性がある。廃棄物の種類に応じ、リサイクルに適したものと、リサイクルに適さないものが存在するのである。

第4に、リサイクルの経済性に注意する必要がある。循環型社会形成のために一定の公的負担が必要としても、公的負担がなければ成り立たないようなリサイクルは、事業性を欠く。廃プラの材料リサイクルについては、その性状を反映して経済性に大きな問題がある。したがって、技術的にはリサイクルが可能であっても、社会や経済全体からみると妥当性を欠く場合があるのである。

4 廃プラの材料リサイクルの問題点

廃プラの材料リサイクルは、その性状ゆえに、更なる問題点を含んでいる。

(1) 第1に、安全性が確保されていない点である。

そもそもプラスチックは、放置しているだけでも劣化が進み、有害化学物質が発生する。つまり、廃プラはすでにある程度劣化が進んだプラスチックなのである。そして、これに圧縮したり破砕するなどの機械的なせん断エネルギー

を与えると、メカノケミカル反応が起こり、様々な化学反応が惹起されるとともに、多くの有害化学物質が発生する。さらに、乾燥や成型の工程において、加熱処理がなされることにより、いっそう多くの有害化学物質が発生する。加えて、プラスチック製品には、様々な添加剤が含まれており、機械的処理や加熱処理の工程において、これが揮発、溶出する危険があり、また不十分な選別によりPVCなどの塩素化合物が混入する危険もある。

このように廃プラの材料リサイクルは、一連の工程において、多くの有害化学物質が発生するのであり、近隣の環境に有害な影響を与え、周辺住民の健康を損なう重大な危険が存するのである。

そうすると、廃プラの材料リサイクルは、近隣の環境への悪影響や周辺住民に対する健康被害の危険を払拭できないという致命的な欠点があり、およそ採用されるべき施策ではないというべきである。事実、PVCやPVDCは、その危険性ゆえに、材料リサイクルが行われていないが、安全性を捨て去ってまで材料リサイクルを行う大義はないのである。

(2) 第2に、経済的合理性が欠如している点である。

廃プラの材料リサイクルは、ダウンサイクルの見本というべきものであり、品質の低下が避けられない。材料リサイクルによって再商品化された製品の市場価値は、このような品質の低下を反映してきわめて低い。

これに反し、廃プラの再商品化に至るまでには、多数の工程において、多大なエネルギーと労力を投入しなければならず、全く採算があわないのである。

そのため、廃プラの材料リサイクルには、巨額の公費が投入されることが当然の前提とされている。業者は、廃プラを引き取ることにより委託料をもらい受けるが、これによっではじめて成り立つ事業なのである。

このように、廃プラの材料リサイクルは、巨額の公費をかけたうえで、劣化した「商品」(短期で廃棄物になる)を作り出すものであり、著しく事業性を欠くという問題点を内包しているのである。

そのため、廃プラのマテリアルリサイクルは、一向に進まない現状にある。財団法人日本容器包装リサイクル協会によれば、プラスチック容器包装リサイクルのマテリアルリサイクルは、2002年度で13.1%、2003年度で16.3%にすぎず、その余はすべてガス化、油化、高炉還元剤、コークス炉化学原料化などのケミカルリサイクルやサーマルリサイクルに使われている。

マテリアルリサイクルの落札単価は、1kgあたり、2002年度で107.7円であり、70円台後半から100円未満であるケミカルリサイクルよりもリサイクルコストが高い。自治体が容器包装廃棄物の回収コストを負担していることから（リサイクルコスト全体の7割に及ぶ）、廃プラのリサイクルコストは非常に高く、ことにマテリアルリサイクルの経済性は低い。

(3) 以上のとおり、廃プラは、安全性が確保されていない点においても、経済的合理性を欠如している点においても、重大な欠点が存するのであり、およそマテリアルリサイクルに適さないというほかないのである。

環境省も、廃プラのリサイクルについては、マテリアルリサイクル優先ではなく、ケミカルリサイクルやサーマルリサイクルを中心とする政策を打ち出そうとしているようであり、議論が始まっている。さらに、自治体が容器包装廃棄物の回収コストを負担し、リサイクルが進めば進むほど費用負担が大きくなる「リサイクル貧乏」を生み出す容器包装リサイクル法の現在のあり方についても見直しが進む可能性が高く、拡大生産者責任（生産者に廃棄物となった場合の回収義務ないし回収コストなども負担させる仕組み）の強化を通じて、廃プラ廃棄物の発生抑制が進められていく可能性もある。

5 本件民間施設の問題点

(1) 本件民間施設におけるマテリアル・バランス

本件民間施設についてもその内容をつぶさに分析すると、資源循環型施設といいながらも、以下のとおり多くの問題のある施設であることがわかる。

何よりも、施設に搬入される廃プラのうち、利用されるものが52.4%に

対して廃棄されるものが47.6%にのぼり、大量の残渣（他施設で焼却処理）が出る施設であるという点である。すなわち1時間あたり2トンで24時間稼働を前提に1日48トンの処理を行うとして、ポリプロピレン（PP）、ポリエチレン（PE）を抽出して製造されるパレットは20.81トンで43.4%にすぎず、ポリスチレン（PS）からのインゴットも4.32トンで9%、合計25.1トンで52.4%となる。それに対して残渣は17.46トン、その他（選別量）は8.11トンで合計22.9トン、47.6%が最終的には焼却等の対象となり、ゴミの減量化にも役立たない。

また、資源効率のみならず、トータルに見た場合に経済的にも非常に効率性に大きな問題があることは明らかである。自治体の回収コストに加えて、再商品化コストを事業者が負担し、手作業での分別を経て約半分のプラスチックを利用して使い捨て的に利用される可能性が高い安価なパレットを製造し、他方で大量に発生する廃プラの残渣の処理も行ううえ、中国等の廃棄物業者と競争も必至である。安全性の確保も大きな課題である。

廃プラの材料リサイクルの現実には、安全性からも、物質循環という点からも、さらに経済性からもこのようにきわめて問題が多く、その将来は不透明なのである。

（2）本件民間施設における操業実態

本件民間施設における操業実態は、いっそう非効率的である。住民らは、平成17年1月27日本件民間施設を見学した。

梱包された廃プラがまず解砕され、手選別によってPP、PE、PSの廃プラを取り分けるのであるが、取り上げられなかった多くの廃プラは再利用されずに、残渣として再び圧縮梱包され廃棄される。しかも、取り上げられるPP、PE、PSは、再利用不適合物の混入を防ぐためであろうが、商品名で例示されたものに限られており、例示されない商品の包装はやはり取り上げられないのである。したがって、本件民間施設の実際の操業において再利用される廃プラ

ラは、上記の模式的なケースから導かれる量よりもはるかに低いといわなければならない。すなわち、経済的合理性の欠如は、いっそう甚だしいのである。

その後、選別されたPPとPEのみが破碎、洗浄、比重選別、乾燥、減容の各工程を経て、パレットが製造生成されるのであるが、結論において、巨大な廃棄物からそのごく一部だけを取り出し、多数の工程を重ね、大きなエネルギーと多額の人件費を費やして、極めて市場性の低いパレットができあがるのである。

まさに、自治体からの多額の公費の投入がないと到底成り立ち得ない事業であり、経済的合理性を著しく欠如したりサイクル事業である。

6 以上に述べたとおり、資源循環型社会のあり方からすれば、今後は、廃プラや石油を原料とするプラスチックそのものの製造発生を抑制する施策が中心となることは明らかであり、廃プラのマテリアルリサイクルが中心的施策となることはおよそ考えられない状況にある。また、廃棄物には、マテリアルリサイクルに適するものと、適さないものがあるのであり、廃プラは、安全性が確保されていない点でも、経済的合理性が欠如している点でも、マテリアルリサイクルに適さないことが明らかである。これは本件民間施設も同様であり、有害化学物質の発生により近隣の環境への悪影響や周辺住民に対する健康被害の危険が避けられない施設であり、巨額の公費の投入がなければおよそ成り立ち得ないほど経済的合理性を著しく欠如した事業施設である。本件各施設は、資源循環型社会の形成推進に合致するどころか、むしろ不適合な施設であり、公共性が高いとは到底いえないものである。

第10 非科学的な仮処分決定

1 仮処分決定の概要

(1) 住民らの強い反対にもかかわらず、被告イコール社が本件民間施設の建設を強行したことから、原告らを含む本件各処理施設の周辺住民ら645名は、平

成16年7月1日、被告イコール社を相手取り、本件民間施設の操業停止を求める仮処分申請を行った。しかしながら、平成17年3月31日、大阪地方裁判所第1民事部は、申立人らの申請を却下する旨の決定を行った(甲13)。

(2) 上記決定の概要は以下のとおりである。

決定は、まず、プラスチックの劣化や本件民間施設の機械的処理(加熱、摩擦、圧縮等)に伴って化学物質が発生する蓋然性を認め、これらのなかには人体に有害な影響を与える化学物質が含まれていることも認めた。

ところが、決定は、被告イコール社が、本件民間施設と同種施設であると主張する福井県のアルパレット社の施設における化学物質の発生調査等を信用性のあるものとして、これをもとに、本件民間施設とアルパレット社の施設の設備内容と廃プラ取扱量等を比較するとして、本件民間施設から排出される化学物質が申請人らの居住地及び勤務先に到達する際には、大気によって相当程度拡散され環境基準を下回るとし、また、申請人らが指摘した化学物質過敏症への罹患の可能性についても化学物質過敏症は病名や定義が完全には定まっておらず、メカニズムも十全には判明されていないとして、本件民間施設の操業によって申請人らが化学物質過敏症に罹患する高度の蓋然性があるとまでは認めすることはできないなどとし、結論として、本件民間施設の操業による有害化学物質の発生により申請人らの生命の安全及び身体の健康に対して、受忍限度を超える被害が生じる蓋然性があるとまでは認められないとした。

(3) しかしながら、上記決定は、本件民間施設から有害化学物質が排出されることを認めた点では評価できるものの、申請人らに対する健康影響に関する判断では、被告イコール社の主張や提出資料を、何ら科学的な裏付けのないまま採用しており、そこには重大な誤りが含まれているものである。

ア 最も重大なのは、決定が本件民間施設の安全性に関する判断材料として重視しているアルパレット社の施設における化学物質の発生調査の信用性に関しての判断である。

第1に問題なのは、化学物質の発生調査は複数回実施することが科学的な常識であるにもかかわらず、アルパレット社での発生調査はたった1回行っただけであるという点である。ちなみに、杉並病に関連しては、公害等調整委員会の裁定が下りるまでに、東京都や杉並区によって合計7回に亘って発生調査が実施され、その測定調査によって得られた結果は、各測定ごとに異なる数値を示していたことが明らかになっている。こうしたことを見ても、ある施設から排出される化学物質の発生を正確に把握するにあたっては、1回だけの測定では正確性はほとんど担保されないものであり、少なくとも数回にわたる測定を重ね、その測定結果の幅をも調査しなければ信用性は担保されないものである。特に、本件廃プラ処理施設のように、原材料が多種多様でかつ劣化状態にも様々な幅のある廃プラである場合には、接着剤、塗料、プラスチック製造、ガソリンスタンドなどのように排出される化学物質の種類が特定されわかっている場合に発生する化学物質（意図的発生物質）と違い、多種類のプラスチック類を処理することによってどのような種類の化学物質が発生するのかわからない（非意図的化学物質の発生）場合、一層複数回の測定の必要性が高いものである。1回だけの測定調査で事足りるとするのは、あまりにも乱暴な認定である。

第2に、本件民間施設とアルパレット社の施設とは、取扱う廃プラの量や工程などにも大きな違いがある点を無視している点も問題である。本件民間施設の1時間当たりのパレット製造量は866・9kg（1日当たり20805・6kg）であるのに対して、アルパレット社の施設のそれは360kg（1日当たり8640kg）であり、本件廃プラ処理施設のパレット製造量はアルパレット社の施設の2・4倍以上にものぼる。また、本件民間施設には、アルパレット社の施設にはないインゴット工程や解砕工程、減容工程、残渣圧縮梱包工程もあり、とりわけ残渣圧縮梱包工程では、1時間当たり614・8kg（1日当たり14755・2kg）もの廃プラ残渣が圧縮されるとともに、その際にPVCやPVCが多く含まれる廃プラが圧縮されるため、有害化学物質が発生する蓋

然性は一層高い。この点の違いを無視している点も重大である。ちなみにこれらの工程から発生する化学物質の調査は行われていない。

第3に、アルパレット社の調査では、化学物質発生調査を行った物質が限定されていることも重大な問題である。2000万以上という膨大な種類の化学物質の特性については、多くの化学物質がいまだほとんど解明されていないが、とりわけ廃プラ処理施設の稼働によって非意図的に発生する化学物質（つまり発生する化学物質の種類があらかじめわかっていない）を調査するにあたっては、技術的に十分可能な化学物質の悉皆調査（スキヤニング）を行い、発生する化学物質の定性分析による同定（名前を定める）及び半定量分析（トルエン換算などによる）によって化学物質の発生総量をまず調査すべきである。ちなみに、杉並病に関して、杉並区は、2000年発表の「杉並中継所環境調査」において圧縮こん包機からおよびストックヤード等圧縮こん包機を除く工場全体から発生する揮発性、半揮発性化学物質について悉皆調査（スキヤニング）をおこない、捕捉化学物質の定性、および半定量調査を実施した結果、揮発性等化学物質約400種類を検出、そのうち約半数の化学物質について同定し、化学物質名を明らかにしている。しかしながら、アルパレット社の調査においては、発生が予測される化学物質を予め推断しわずか55項目に限定して調査を実施しており、極めて不十分であることは明らかである。

この点の重大性は、廃プラスチックから発生する化学物質の種類と量、また発生総量がわからなければ、工場外に排出される化学物質の状況はわからず、環境汚染および健康影響の程度を推論する客観的資料を得ることはできないことから明らかである。この点もアルパレット社の調査の非科学性を示しているものである。ちなみに杉並中継所における化学物質調査の中では、極めて毒性の強いトルエンジイソシアネート、ヘキサクロロブタジエン等も検出されている。

同時に、発生調査の対象にしている物質に関しても、定量下限値量~~量~~を分析機

器で測定できる下限値よりも高く設定して排出される化学物質を十分に捕捉していないという点も、非科学的な調査であることを示している。

以上のように、アルパレット社の調査は、化学物質の発生測定としての科学的な信用性が担保されていないものである。

アルパレット社における化学物質の発生調査は、発生化学物質の質量の総体を現在可能な調査技術で調査していないこと、また工場からの排気量が全く明らかにされていない結果、環境へ放出される化学物質の質量の全体が不明と言わざるを得ず、このような調査にもとづき、寝屋川市における工場からの化学物質の排出が健康、環境への影響がないという判断を下すことは非科学的と言わざるを得ない。

本来、必要とされている発生調査は、どのような廃プラをどのくらいどのように処理すれば、どのような物質がどのくらい発生するのか、名称が判明できるものは名称ごとに、名称が判明できないものは総揮発性化合物あるいは非メタン炭化水素としての総排出量がどのくらいなのかという、詳細かつ科学的な調査である。そうした調査がなされない限り、安全性の調査としては不十分と言わざるを得ないものである。にもかかわらず、不十分かつ非科学的なアルパレット社の調査をよりどころとした点で、決定は重大な誤りを犯したと言わざるを得ない。

それ以外にも、調査時に使用した原材料について、調査報告書に一切の記載がないにもかかわらず、決定が被告イコール社の「調査に際して（福井の施設で）使用された原材（原文ママ）は、債務者が将来の操業時に使用する原材料と同じもの」であるとの主張を鵜呑みにして、調査時のアルパレット社の施設で使用された原材料は本件廃プラ処理施設で使用される原材料と同じであると認定している点や、調査時の操業状態についてもほとんど記載されていないにもかかわらず、調査報告書の証拠能力を認めている点も決定の重大な問題である。

むしろ、このアルパレット社の施設での化学物質発生調査結果で重要なのは、

こうした不十分な調査によっても、本件民間施設の危険性を伺わせるに十分な結果が出ているという点である。たとえば、決定が、アルパレット社の調査をもとにして本件民間施設のベンゼンの濃度を検討しているが、検討にあたっての拡散理論が誤っているという欠陥はあるものの、その検討によってさえ敷地境界線で環境基準を上回ることが指摘されている。また、アルパレット社の施設から300メートル離れた地点でのベンゼン濃度が環境基準を上回り、アルパレット社の施設の周辺には有力なベンゼン発生源がないことから、こうしたベンゼンの高濃度がアルパレット社の施設の影響としか考えられないことや、アルパレット社の破砕機や加熱溶融成型器周辺のベンゼン等の有害化学物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等)の濃度が、杉並病の原因とされる杉並中継所の圧縮梱包機の接合部の調査結果よりも高い数値を示していることなども重視すべき点であり、こうした知見も合わせて考えるならば、アルパレット社の発生調査は、むしろ本件民間施設の危険性を示す調査結果と見るべきなのである。

いずれにしても、決定は、アルパレット社の化学物質発生及び工場外への排出調査の科学的な検討を放棄しており、誤った評価に基づいて判断を行っており、その点で決定的な誤りがあると言わざるを得ない。

イ 第2に、発生した化学物質の工場外への拡散に関しても、決定は、本件地域の地形的特徴や気象条件等を全く考慮せずに安易に被告イコール社の拡散予測を用いている点で大きな誤りを犯している。決定が採用する拡散式は、実際の地形や気象条件等を捨象した単純なブルーム・パフモデルであり、その適用に限界があることは科学的な常識である。実際に拡散予測を行う場合には、対象とする有害化学物質の排出量、排出口の高さ、形状、排出速度、排出温度、本件施設を含む周辺の建築物の寸法形状などの排出条件、さらには現場の風向、風速、接地逆転層生起の有無などの気象条件、加えて周辺の地形条件等の諸条件を正確に把握し、こうした現実の条件を反映させることが不可欠である。ち

なみに、産業経済省は、平成16年に従来の拡散式ブルーム・パフ拡散式では有害化学物質の拡散に適用出来ないとして、新たな拡散式を示している。ところが、決定は、こうした拡散式の限界と正しい適用の仕方を正確に把握しないまま安全性の判断に用いており、この点でも極めて誤った判断を行っていると言わざるを得ない。

ウ 決定には、上記のほかにも、化学物質過敏症に関する判断や本件廃プラ処理施設の公共性の判断などでも誤りを犯しており、いずれにしても、その非科学的かつ不合理な判断は本訴訟で是正されなければならないものである。

第11 結論

以上述べてきたように、本件各施設からは多種多様な有害化学物質が多量に発生し、現在でも環境汚染が進行している本件地域一帯は、こうした本件各施設からの有害化学物質によって一層の複合汚染が進行する危険性が極めて大きいものであり、同時に、本件各施設は、都市計画法等の趣旨や条文に違反した住民無視の手続きによって建設が強行されようとしている。

本件各施設の建設、操業は、原告ら周辺住民には到底容認できないものであり、受忍限度を超えるものである。

水俣病をはじめとする4大公害裁判から現在深刻な社会問題となっているアスベスト問題まで、残念ながらわが国では、被害が発生してから初めて対策が取られるという後追いの公害環境行政が進められてきた。公害と環境破壊の歴史は、住民の生命と健康を守るためには、公害、環境破壊を未然に防止することこそが最も重要であることを教えている。

原告らは、子どもたちや孫たちに安全で安心して生活できる地域環境を残したいとの切なる思いから本裁判に及んだものであり、裁判所がこうした点を十分に留意され審理を進められることを再度強く要望するものである。

以上